

令和5年度・6年度 指名競争入札（見積）参加申請者の皆様へ（留意事項）

【 随時受付分 】

1. 記入要領の「令和5年度・6年度指名競争入札（見積）参加資格審査申請書の提出について」を、必ず熟読して記入してください。
2. 記入要領にもありますが、提出書類の「納税（完納）証明書」で滞納のない証明書を発行できない市町村等は、市町村等に納めている全ての税金の直近2年分の納税証明書（写し可）が必要ですのでお間違えのないようにお願いします。
営業所等で登録する場合は、本社及び営業所分の両方必要です。（証明関係は、申請月の前月1日以降発行のものであること）
3. 日田市で証明書を取得される場合は、身分証明書は市民課窓口（日田市に本籍がある方のみ発行可）で、滞納のない証明書は税務課窓口で本人の申請が必要となります。
ただし、本人が申請できない場合は（法人の場合は法人印を持参できない方）、委任状を持参すれば代理人の申請でも可能です。申請時には窓口で本人確認をしていますので、窓口に来られる方の免許証または保険証を提示してください。（各振興局の総務振興係でも取得可能）
4. 日田市の滞納のない証明書について、月初めの証明については、預金口座からの引き落とし、あるいは金融機関に納付後の手続きや連絡の関係から、納税済みの確認が出来るまで2週間前後の日数が必要です。その間納税確認が出来ないため、月初めに滞納のない証明が必要な場合は、納税者に預金通帳又は納付した領収書等を窓口へ提示してもらうなどお手数をおかけしております。そのため、滞納のない証明書は、2週間程度を目途に取得するか、月初めに取得する場合は預金通帳又は納付した領収書等を窓口へ提示してください。
5. 様式第2号の5「営業品目調書」は業者選定の時に重要な資料となります。取り扱いのある物品名及びメーカーを全て詳細に記入してください。（取り扱い品目のわかる資料を添付していただいても構いません。）また、申請営業種目が複数ある場合は、調書を線で区切ってそれぞれご記入ください。
6. 様式第2号の6「機械設備等調書（印刷業・製造業者用）」は、虚偽記載のないようにお願いします。

※不明な点があれば、下記までお問い合わせください。

日田市契約検査室用度係

電話：0973-22-8628（直通）

E-mail：keiyaku@city.hita.lg.jp